

○総務省告示第五百十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七十一条の二第二項の規定に基づき、特定公示局を次のとおり告示する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

電波法第七十一条の二第二項の特定公示局は、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用する電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局とする。